

議 案 第 46 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等するため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「掲げる職員」を「該当する職員」に改め、同条第4項中「前項本文」を「前項」に改め、同条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 前2項の規定にかかわらず、教育職俸給表の適用を受け、かつ、55歳を超える職員の昇給は、第3項各号列記以外の部分に規定する日に、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第5条の2中「前条第8項」を「前条第9項」に改める。

第5条の3中「第5条第9項」を「第5条第10項」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第2を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第4を次のように改める。

別表第5を次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項中「8,500円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「17,000円」を「27,000円」に、「8,500円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「17,000円」を「27,000円」に、「18,500円」を「17,000円」に、「8,500円」を「11,000円」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

別表第1中

「	「
156,500円	157,700円
158,000円	159,200円
159,400円	160,600円
160,900円	162,100円
162,100円	163,300円
163,500円	164,700円
165,000円	166,200円
166,400円	167,600円
167,700円	168,900円
169,200円	170,400円
170,600円	171,800円
172,100円	173,300円
」を	」に改める。

別表第2中

「	「
175,500円	176,900円
176,700円	178,000円
177,900円	179,200円
179,100円	180,500円
180,300円	181,700円
181,300円	182,500円
182,600円	183,900円
184,000円	185,300円
185,400円	186,700円
186,400円	187,700円
187,800円	189,100円
189,200円	190,500円
」を	」に改める。

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条から第5条の3までの改正規定及び附則第5項の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条及び第4条並びに附則第6項及び第7項の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定（給与条例別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付条例」という。）第7条第1項の表、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第20条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定（給与条例第5条から第5条の3までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付条例（以下この項において「改正後の任期付条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付条

例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与条例第5条の特例)

- 5 当分の間、第1条の規定による改正後の給与条例第5条第5項の規定の適用については、同項中「第3項各号列記以外の部分に規定する日に、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り」とあるのは「第3項本文の規定により」と、「昇給させる場合」とあるのは「同項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合」と、「勤務成績に応じて」とあるのは「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項の規定により住居手当の支給を受けられないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 7 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な

事項は、規則で定める。

(規則への委任)

- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 松戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年松戸市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成30年松戸市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。